

## 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売

### 重要事項説明書

#### 1. 事業所の概要

|               |                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------|
| 名 称           | 株式会社 サウレ                                          |
| 所 在 地         | 北海道岩見沢市9条西13丁目1番地12                               |
| 介護保険事業所番号     | 0175701234                                        |
| 管理者氏名         | 林 謙二                                              |
| 職 員 体 制       | 管理者 1名(常勤職員、福祉用具専門相談員と兼務)<br>福祉用具専門相談員 2名以上(常勤職員) |
| 営 業 日         | 月曜日～金曜日                                           |
| 休 業 日         | 土曜、日曜、祝日及び8月13日～8月15日、12月29日～1月4日                 |
| 営 業 時 間       | 午前9時～午後6時                                         |
| 連絡先(平日営業時間内)  | 電話 0126-31-6677                                   |
| (営業時間外および休業日) | 同上(管理者へ転送)                                        |

#### 2. 指定特定福祉用具販売等の提供方法、種目、販売費用

##### ①提供方法

事業者は、指定特定福祉用具及び指定特定介護予防福祉用具の販売にあたっては、指定特定福祉用具及び指定特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、カタログ等の文書を示して、指定特定福祉用具及び指定特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供する事とします。

##### ②種目

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| (1)腰掛便座            | (6)排泄予測支援機器       |
| (2)自動排泄処置装置の交換可能部品 | ※(7)固定用スロープ       |
| (3)入浴補助用具          | ※(8)歩行器(歩行車を除く)   |
| (4)簡易浴槽            | ※(9)歩行補助杖(松葉杖を除く) |
| (5)移動用リフトのつり具の部分   |                   |

※については貸与・販売の選択制対象福祉用具です。

##### ③内容

利用者の身体状況等に応じて指定特定福祉用具及び指定特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に、交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に使用して頂き、使用方法の指導を行う事とします。

##### ④販売費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金(介護保険が適用された場合)」は原則、購入費の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額となります。  
購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

#### 3. 当事業所の概要

|       |                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | サウレ福祉用具貸与事業所                                                           |
| 主たる業務 | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与(介護保険適用)、自費レンタル<br>特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売、住宅改修(介護保険適用) |

#### 4. サービスに関する相談や苦情

|                                                                                |                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 当社総合相談窓口                                                                       | (株)サウレ サウレ福祉用具貸与事業所 相談担当窓口: 担当者 佐藤 恵美           |
|                                                                                | 岩見沢市9条西13丁目1番地12 電話0126-31-6677 FAX0126-31-6678 |
| 当事業所についての苦情は、介護支援専門員(ケアマネージャー)、市町村介護保険担当窓口、都道府県の国民健康保険団体連合会(国保連)にも申し出ることができます。 |                                                 |

##### ＜相談・苦情の処理を行うための体制・手順＞

- ① 苦情又は、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ、訪問を実施し、状況や事情の確認をおこないます。
- ② 管理者は、専門相談員に事実関係の確認を行うとともに、検討を行い時下の対応を決定します。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた、結果報告をおこないます。

#### 5. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制でサービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者の家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を最優先し、また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって損害賠償を行います。

なお、ご利用者様の体調不良や誤使用等が原因の時は賠償出来かねる場合がございます。

#### 6. 個人情報の利用

\* 次により、個人または家族に関する情報を使用させていただきます。

|                 |                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 使用目的         | ・ 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。<br>・ 上記以外の、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。<br>・ すでに介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。 |
| 2. 個人情報を提供する事業所 | ・ 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所<br>・ 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)                                                                                                                                          |
| 3. 使用する期間       | サービスの提供を受けている期間                                                                                                                                                                                            |
| 4. 使用する条件       | ・ 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払います。<br>・ 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録します。                                                                                      |

#### 7. サービス提供地域

|             |                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 通常のサービス提供地域 | 1. 空知総合振興局管内の市町村<br>2. 石狩振興局管内の市町村<br>3. 胆振総合振興局管内の市町村<br>4. 上川総合振興局管内の市町村<br>5. 小樽市 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

#### 8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

|          |      |
|----------|------|
| 第三者評価の実施 | 実施なし |
|----------|------|

#### 9. 身分証携行義務

専門相談員は、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

#### 10.虐待の防止のための取組について

- ①虐待防止に関する責任者は、管理者とします。
- ②虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- ③虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

#### 11.身体拘束の防止

- ①当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。  
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- ②身体拘束防止のための指針を整備するとともに、身体拘束防止のための対策委員会、従業者に対する身体拘束防止を啓発するための研修を定期的に開催しています。

#### 12.業務継続計画の策定

- ①当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練、計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 13.ハラスメント防止のための取組について

- ①当事業所は、介護現場で働く福祉用具専門相談員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。
- ②事業者は従業者に対し、ハラスメント防止について周知するとともに、ハラスメント防止を啓発するための研修を定期的に開催しています。

指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売

説明確認書・同意書

◇指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防用具販売 品名及び販売価格

| 品 目 | 品 名 | 数 量        | 単 価 | 金 額 |
|-----|-----|------------|-----|-----|
|     |     | 台          | 円   | 円   |
|     |     | 台          | 円   | 円   |
|     |     | 台          | 円   | 円   |
|     |     | 台          | 円   | 円   |
| 備考  |     | 小 計        |     | 円   |
|     |     | うち消費税(10%) |     | (円) |
|     |     | 販売価格合計     |     | 円   |

※ 利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

事業者 株式会社 サウレ  
北海道岩見沢市9条西13丁目1番地12  
電話0126-31-6677 FAX0126-31-6678

説明者



- ※ 事業者より重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。
- ※ 上記指定福祉用具・指定特定介護予防用具の購入及び支払に同意いたします。
- ※ 介護支援専門員等と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議等において、個人または、家族の個人情報を使用することに、同意いたします。
- ※ 福祉用具の「取扱説明書」を受け取り、用具使用時の取扱説明に関して説明を受けました。

令和 年 月 日

ご購入者 ご住所

ご氏名

代理人 ご住所

(ご家族)

ご氏名